

## 第3次湧水町子ども読書活動推進計画



平成27年3月

湧水町教育委員会

## 目 次

はじめに	・ ・ ・ ・	1
第1章 第1・2次計画期間（平成17年度～平成26年度） における取組と課題	・ ・ ・ ・	1
第2章 基本的な考え方	・ ・ ・ ・	2
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	・ ・ ・ ・	3
I 家庭、地域における子どもの読書活動の推進	・ ・ ・ ・	3
1 家庭・地域における子どもの読書活動の取組	・ ・ ・ ・	3
II くりの図書館における子どもの読書活動の推進	・ ・ ・ ・	4
1 くりの図書館における子どもの読書活動の取組	・ ・ ・ ・	4
2 くりの図書館の整備・充実	・ ・ ・ ・	4
III 学校教育における子どもの読書活動の推進	・ ・ ・ ・	5
1 学校等における子どもの読書活動の取組	・ ・ ・ ・	5
2 学校図書館等の整備・充実	・ ・ ・ ・	6
IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	・ ・ ・ ・	7
1 「子ども読書の日」等を中心とした取組	・ ・ ・ ・	7
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	・ ・ ・ ・	8
3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	・ ・ ・ ・	8
第4章 推進体制の整備	・ ・ ・ ・	8
I 子ども読書活動推進体制の整備	・ ・ ・ ・	8
1 家庭、地域との連携による読書活動の推進	・ ・ ・ ・	8
2 くりの図書館や他校の学校図書館との連携・協力	・ ・ ・ ・	9
3 民間団体間の連携・協力の促進	・ ・ ・ ・	9
II 地方公共団体間の連携・協力体制の整備	・ ・ ・ ・	9

はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

棕鳩十氏が鹿児島県立図書館長時代の昭和35年5月、「母と子の20分間読書運動」を提唱されてから55年の歳月が過ぎましたが、今もなおこの運動は、県の読書活動推進計画に反映されています。毎日忙しく働く親を子どもの手に取り返し、一日わずか20分間でも、一緒に読書することで、心豊かな、自分に自信の持てる、知的消化不良のない、子どもの成長が期待されてきました。また、その運動の継続は、学校や地域の公民館や図書館の支えなくしてはできないなど家庭・学校・地域の連携の重要性も指摘されていました。今改めて「母と子の20分間読書運動」を振り返り、原点に立ち戻り親子の絆の大切さを確認したいものです。

また、子どもの学力を伸ばすのに「本や新聞を読むように勧め、親子一緒に図書館に行く」、「小さいころ絵本の読み聞かせをした」、「子どもと読んだ本の感想を話し合う」などの行動が、言語の価値を理解したり、読む習慣を身に着けたり、新しいことを学んだりする力を習得するのに大きく影響していると全国学力調査は分析しています。

まさしく、「学ぶとは見えなかったものが見えてくることである」(学びの碑：新納教義)の言葉のとおり読書を通じ多くの体験を積み重ねることが人生を強く生きる力になるものと思います。

今後、公共図書館の果たす役割は、「知の拠点」また「生涯学習の拠点」として、ますます重要になってくると考えられることから「気軽に利用でき、心の安らぐ図書館」「交流を広げ、互いに高め合う図書館」「自由に学び、文化を育てていく図書館」を基本方針として、乳幼児期から生涯につながる読書活動の推進に努めてまいります。

本町においては、「栗野町の教育・わくわく教育推進プラン」を踏まえ、「県子ども読書活動推進計画」に基づき「栗野町子ども読書活動推進計画」を平成17年1月に策定し、平成18年3月に合併に伴う見直しを行い、子ども読書活動の推進に努めてまいりました。平成26年1月、県が第3次計画を策定したことに伴い、本町の現計画書の取組の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動が一層推進されるよう、第3次計画を策定しました。本計画の実施期間は、平成27年度からおおむね5年間とします。

## 第1章 第1・2次計画期間(平成17年度～平成26年度)における取組と課題

- (1) 乳幼児期に本に触れ合う経験がその後の読書習慣や人格形成に影響すると考えられることからブックスタートや赤ちゃん広場等を利用して保護者に読み聞かせ等の読書活動を啓発してきました。

親子の絆を深める読書活動を更に推進するため、保健師と連携した取組が必要で

す。

(2) としょかんまつりを夏・秋の年2回開催し、おはなし会と創作教室を行いました。

開催内容が固定化傾向にあることから内容の検討が必要です。

(3) 読み聞かせグループ「とまと」「くりのみ」と協力して、おはなし会を毎月開催しました。

読み聞かせグループの会員数が減少してきていることから育成やスキルアップに配慮し、充実したおはなし会が開催できるようにする必要があります。

(4) 絵本原画展及び講演会・ワークショップを毎年開催し、読書活動への意欲促進を図ってきました。

絵本・文学作品に限定した催しとなっていることから、今後、幅広いジャンルにおける著名人等の講演会を検討し、多くの人のニーズに応え、読書に興味関心を持ってもらうことが必要です。

(5) 幼・小・中・図書館連絡会及び司書（補）部会を定期的で開催し、情報交換や研修を行い学校関係者と図書館との連携・協力を図ってきました。

更に連携・協力を深め、子どもの読書活動が推進されるような取組を行います。

(6) 町内の小・中学校の児童、生徒を対象に、読書への興味・関心を持ってもらうために選書体験講座を実施しました。

引き続き、学校関係者と連携し、子どもたちの読書意欲が高まるような取組が必要です。

(7) インターネット上での蔵書検索等、多様化する情報化のなかで、利用者の利用向上に取り組みました。

引き続き、インターネット上での予約等、利用者のニーズにあわせ、利便性向上への取組が必要です。

## 第2章 基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生、中学生、高校生へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができる読書環境を整備し、自主的な読書活動の推進を図ることが肝要です。また、家庭、地域、学校、公共図書館が連携して、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことが必要です。そのため、町は国・県の基本的方針を踏まえ、次の点を基本方針とします。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努めます。</li><li>2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。</li><li>3 子どもの読書活動に関する町民の理解と関心の普及に努めます。</li></ol> |
|--|

この基本方針を具現化するために、町においては、次の 4 つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

- |                          |
|--------------------------|
| I 家庭，地域における子どもの読書活動の推進   |
| II くりの図書館における子どもの読書活動の推進 |
| III 学校等における子どもの読書活動の推進   |
| IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進   |

I については、家庭，地域において、「1日20分読書」「朝読み夕読み」等の読書活動を生かしながら、親子で読書に親しみ、家庭や地域全体で読書を習慣化していくよう取組を行っていくことが重要です。

II については、くりの図書館において、読書活動推進の拠点として、教育委員会や家庭、町内の各保育所・幼稚園・学校等と連携し、子どもの読書活動が習慣化されるために積極的な役割を果たすことが重要です。

III については、学校において、教育課程にのっとって意図的・計画的な読書指導が行われていますので、今後、それらをさらに充実させ、子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ることが重要です。

IV については、子どもの自主的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の間に広く理解と関心を深め、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが重要です。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

#### I 家庭，地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者自身が読書に親しみ、読み聞かせを行うなど、家庭において子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、読書に対する興味や関心を引き出すために働きかけていくことが必要です。

##### 1 家庭，地域における子どもの読書活動の取組

- (1) 「1日20分読書」運動の推進に努めます。
- (2) 公民館・自治会・子ども会の連携連帯による「朝読み・夕読み」等の推進に努めます。
- (3) 本の常時携行の習慣化「いつも身近に1冊の本を」の推進に努めます。
- (4) 保健師，子育て支援員，司書等が連携した「赤ちゃん広場」等の実施に努めます。
- (5) 司書，保健師，ボランティア等が連携した「ブックスタート」の実施に努めます。

す。

## II くりの図書館における子どもの読書活動の推進

くりの図書館は、子どもたちが読書の楽しみを知り、読書に親しむ拠点であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

### 1 くりの図書館における子どもの読書活動の取組

- (1) 児童図書収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めます。
- (2) 子どもが読書に興味を持つように、地域の親子読書会、読書グループ等関係団体や、学校、保育所等関係機関と連携した多様な行事等の開催に努めます。
- (3) ボランティアが活動できる場や機会等の情報提供、ボランティアの受け入れに努めます。
- (4) 学校図書館等への図書資料の団体貸出、地域全体へのサービス提供に努めます。
- (5) 出前おはなし会や選書体験講座の実施による読書支援に努めます。
- (6) 学校で実施される「朝の読書」や読み聞かせ等読書推進活動への支援や、「くりの図書館新聞」等を活用した学校への積極的な情報提供に努めます。
- (7) 子どもたちの進路、交友、心身の健康等成長に応じた諸問題の解決の場の提供及び、快適で安心して過ごせる学びの場の提供に努めます。

### 2 くりの図書館の整備・充実

くりの図書館においては、図書資料・整備等の充実を図るとともに、司書をはじめ職員の資質向上を図ることで、子どもの読書活動推進に多面的な役割を果たすことが重要です。

#### (1) 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、豊富で多様な図書資料を整備し、子どもの読書への興味・関心を高めるために、絵本コーナーやティーンズルーム等の充実及び工夫が必要です。

また、県立図書館や他の公立図書館との相互貸借等を積極的に進めることも図書資料の充実には必要なことです。

図書資料の整備については、児童図書をはじめ各世代のニーズを踏まえ、今後も計画的な整備の促進に努めます。

#### (2) 設備等の整備・充実

##### ア 遠隔地サービスの整備

遠隔地に住む子どもたちにも、図書館の本が利用できるよう、学校図書館や校区の学童クラブ等への団体貸出を更に推し進めます。

##### イ 図書館の情報化

情報が多様化するなか、図書館が「地域の情報拠点」としての機能拡大を図るため、利用者自身がインターネットに接続できるコンピュータ端末の設置や、インターネット上での蔵書検索システムの導入等により、利便性の向上に努めてきましたが、インターネット上での予約を可能にすること等、引き続き図書館の情報化を推進します。

### (3) 図書館員の研修等の充実

図書館員には住民のニーズにこたえた資料提供とともに、読み聞かせやレファレンス等、読書指導の知識や技術を身に付けておくことなどが求められ、図書館員は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。

このため、くりの図書館では、子どもたちや保護者の様々なニーズに適切にこたえられる司書の配置や子どもの読書活動に関する専門的知識・技術を習得するための研修の充実が求められます。

今後さらに、図書館員が専門的知識・技能を習得することができるよう研修会へ積極的に参加し職員のスキルアップに努めます。

### (4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の収集・整備、図書館利用の際の介助、対面朗読等の実施等、読書環境の整備が必要です。このうち、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等については、「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を含む全国の点字図書館等がネットワークで結ばれており、すべての公立図書館から貸出が可能となっていますので、それらを利用します。

## III 学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 学校等における子どもの読書活動の取組

学校においては、本町の共通実践事項である「国語力の向上」を図るため、国語科及び各教科等における学習活動を通じて読書活動が推進されています。子どもの読書意欲の喚起や読書習慣の育成のために、全教育活動を通じて読書活動をさらに充実させていくとともに、家庭や地域との連携を進めていくことが求められます。

#### (1) 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

ア 「朝の読書」「朝読み夕読み20分」等、教職員と児童生徒と一緒に読書する時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

イ 中学校では、特に「ジャンルを広げて20分」を目指した取組を行います。

学校図書館職員等を中心に、読み聞かせやブックトーク、推薦図書を選定、推

薦図書コーナーの設置，図書館通信の発行など，児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い，様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

ウ 読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付け，意図的・計画的な読書指導を推進します。

エ 読み聞かせや各種シアター等，児童生徒の実態に応じた多様な読書活動の推進に努めます。

オ 読書指導に関する職員研修の充実に努めます。

## (2) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには，教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに，国語科のみならず，全ての教科等をとおした読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため，学校図書館の活用や読書指導の在り方について，全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 読書指導の研究校や家庭や地域との連携の実践校の事例の紹介に努めます。

イ 司書教諭や学校図書館担当職員等との連携を図り，全校態勢による読書指導の事例の紹介に努めます。

ウ 読書指導担当者等の部会や研修会を充実させるとともに校内研修会を実施し内容の充実を促していきます。

## (3) 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう，次のような読書活動支援を推進します。

ア 障害の状態に応じた選書や環境の工夫，視聴覚機器を活用した実践例の紹介

イ 他校との資料や情報の交換

ウ 盲学校で作成した点字図書及び点字図書館等の資料の活用促進

エ 読み聞かせなどの読書活動

## 2 学校図書館等の整備・充実

学校図書館は，読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持つ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり，様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また，図書資料に関して，くりの図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど，連携・協力も必要です。

### (1) 学校図書館の図書資料等読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の読書活動を推進し，多様な興味・関心にこたえられる図書の充実に努める計画的な整備に努めます。

イ 学校図書館施設・設備の整備・充実



各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実を促していきます。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館の蔵書管理コンピュータや校内無線 LAN 等の整備を進めるとともに、インターネットを利用して、各学校図書館間及び公立図書館間の情報や資料の共有化が図られるよう検討します。

#### エ 学校図書館の活用の充実を図る人的環境の整備

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭又は読書指導担当者が中心となり、全職員やボランティアが連携・協力して運営し、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

- ・ 学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。
- ・ 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。
- ・ 児童生徒への読み聞かせやブックトーク、各種シアター、学校図書館に関する広報活動への地域ボランティア・非常勤職員等外部人材の活用を努めます。

#### オ 学校図書館の開放

学校運営上支障のない範囲で、地域住民に学校図書館を実態に応じて開放していくことが求められます。

- ・ 平日における学校図書館の開放を推進します。
- ・ 長期休業期間におけるボランティア等の協力による開放を促進します。

### (2) 子どもの読書活動推進のための幼稚園や保育所等の機能強化

#### ア 図書スペースの確保

子どもが絵本に親しみ、安心して図書に触れることができるスペースの確保に努めるとともに保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していきます。

#### イ 読み聞かせ等の推進

子どもが絵本や物語に触れる機会が増えるよう、読み聞かせ等多様な読書活動に努めます。

#### ウ 選書の工夫

図書館等の協力を得て成長に応じた図書選定の工夫が図られるよう努めます。

#### エ 教職員や保育士等の資質向上

読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

## IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

### 1 「子ども読書の日」等を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動について

の関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

子どもの読書活動に対する関心が高まるこの時期に、学校、図書館において「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組が実施されることが求められています。

本町では、「子ども読書の日」の趣旨を生かし、くりの図書館において「おはなし会」や「創作教室」、「絵本原画展・講演会」等独自のイベントなどを開催しながら、年間を通じて子どもと大人が共に地域全体で読書活動を推進する気運を高めていくよう努めます。

## 2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発広報をすることが大切です。

そこで、子どもの読書活動の実態や学校・図書館・民間団体等における様々な取組等を広く提供していきます。また、図書館において、実演、チラシ・通信等の文字媒体、有線放送等の音声媒体、ホームページ等の電子媒体など、様々な方法を利用して各種情報を提供していくことに努めます。

## 3 学校、図書館、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

町において、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取組を表彰する等奨励していくよう努めます。

# 第4章 推進体制の整備

## I 子ども読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・町・学校・家庭などが相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

町においては、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者が連携・協力、情報交換等を行えるよう、推進体制の整備を図ります。

### 1 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、家庭・地域と一体となった読書活動を推進します。

- (1) 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。
- (2) 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等についての家庭への啓発の促進に努めます。

(3) 「親子読書」や「1日20分読書」運動の取組への支援及び推進に努めます。

## 2 くりの図書館や他校の学校図書館との連携・協力

### (1) くりの図書館との連携

くりの図書館は、「幼稚園・小学校・中学校・図書館連絡会」及び「司書（補）部会」などを通して、学校や学校図書館のニーズを調査し、団体貸出などを積極的に行い、児童生徒の日常における読書活動の充実を図ります。

### (2) 他校の学校図書館との連携・協力

自校にない、図書や複数の同一図書、調べ学習における多様な図書資料が必要な場合等、近隣の学校図書館と協力し合える環境整備が必要です。

## 3 民間団体間の連携・協力の促進

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。

町においては、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していくことが期待されます。

### (1) 民間団体等の活動に対する支援

現在も読み聞かせグループ「くりのみ」「とまと」が活動し、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。

しかし、会員数の減少や新しいグループの育成等が課題とされています。これらの民間団体の活動を生かせるような環境整備と人材を育成することが必要です。

ア 民間団体がそれぞれの活動を行えるような場や機会の提供に努めます。

イ スキルアップ講座や図書館ボランティア活動講習会等による啓発広報に努めます。

ウ 民間団体がネットワークを構築して行う情報交流や合同研修会等への協力を努めます。

## II 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

町は、住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、県・市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進するよう努めます。